

平成29年 2月 日
長野県司法書士会
長野県青年司法書士協議会

事業報告書

1 相談会名

司法書士による「生活保護110番」

2 開催日時

平成29年1月29日（日）10：00～16：00

3 開催趣旨

生活保護受給世帯数は、年々増加を続けており、厚生労働省の本年6月1日の発表によれば、本年3月時点で過去最多の163万5393世帯になりました。なかでも65歳以上の高齢者世帯の割合が増加しており、全体の50.8%にも及びます。高齢者の貧困の問題は深刻化しており、「老後破産」や「下流老人」といった言葉が各種メディアで目立って取り上げられるようになってきました。また、厳しい財政事情を背景として、昨年7月には住宅扶助基準の引下げが行われ、さらに県内においては昨年11月から冬季加算の引下げが行われています。

このような弱者に厳しい現状にかんがみ、長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会は、生活保護110番を実施し、生活保護に関する相談をお受けすることにいたしました。

なお、本相談会は、全国青年司法書士協議会が開催した「全国一斉 生活保護110番」の一環にもなっています。

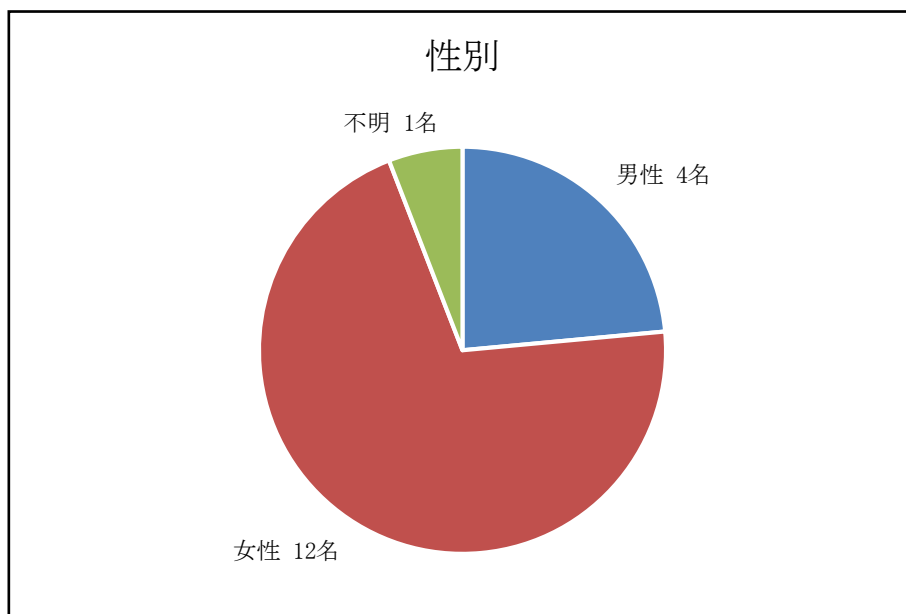
4 相談件数

合計 17件

内訳

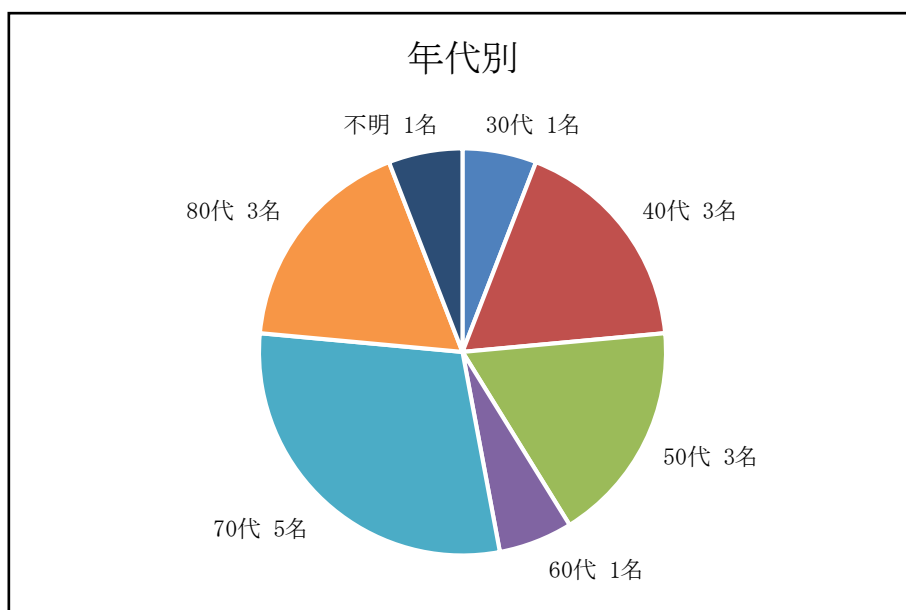
(1) 性別

男性 4名 女性 12名 不明 1名



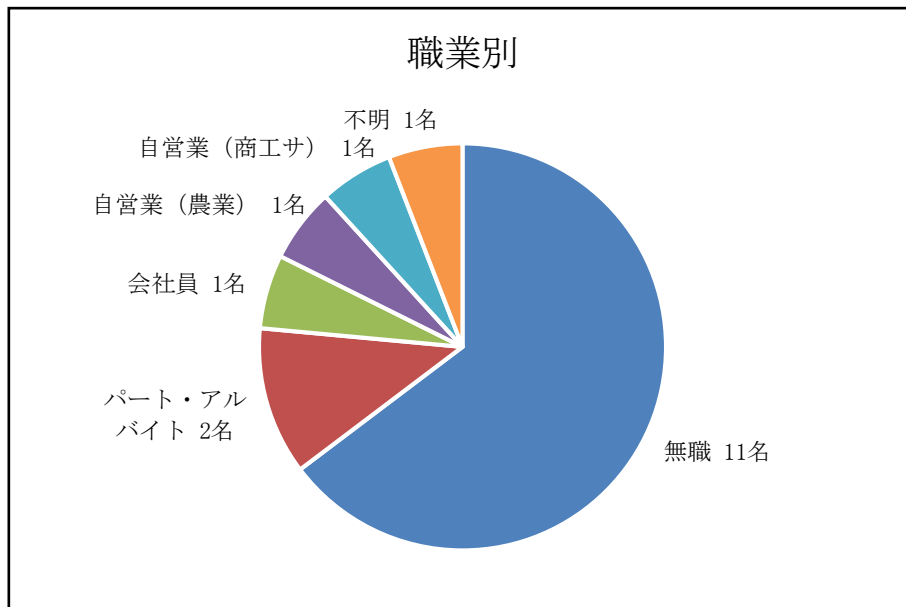
(2) 年齢

30代 1名 40代 3名 50代 3名
60代 1名 70代 5名 80代 3名 不明 1名



(3) 職業

無職 11名 パート・アルバイト 2名 会社員 1名
自営業（農業 1名 商工サービス業 1名） 不明 1名



5 主な相談内容

寄せられた相談は、低収入・失業・病気・障害・負債など様々な事情を背景として、将来の心配を訴えるものや、端的に生活保護は受けられるか？というものが多くありました。以下は一例です。

- 何年か前に失業し、その後は病気に罹り仕事に就けない。貯金が減ってきたが、生活保護は受けられるか。
- 年金収入が乏しく資産状況も良くない。頼れる身寄りもない。生活保護は受けられるか。
- 過去に役所に相談へ行ったときに、生活保護を受けられそうだが、そのためには自動車を手放すよう言われた。しかし、仕事のためには自動車を使っていきたい。

6 実施した感想・コメント・今後の対応

今回の相談会は、市町村広報誌や新聞などによって事前に知っていただけた方々からの相談が多く寄せられました。また、午後には相談会の案内がテレビで放送されたことにより、さらに多くの相談の電話が寄せられました。受話器からは、生活苦を訴える言葉が多く聞こえてきました。我々の社会を覆っている貧困問題の現実が垣間見えた電話相談会でした。

長野県司法書士会と長野県青年司法書士協議会は、以前から生活保護に関する電話相談を実施しています。平成 27 年 12 月に実施したときには、高齢者からの相談が他の世代よりも多い傾向にありましたが、それに対して今回は、現役世代である 40～50 代の方々からの相談も相当数頂くこととなりました。

今後も進んでいく高齢化を誰も止めることはできません。厳しい財政事情を背景とし、生活困窮者支援はますます難しい課題になって行くでしょう。それでも、本当に助けの必要な人が、生きる希望を見失いませんように、私たちは、行政や社会と手を携えながら、地道に活動を行っていく所存です。

7 相談会の様子

